

国民年金だより

お知らせ 国民年金の保険料 免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。「一部納付（一部免除）」には4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類があります。（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効（未納と同じ）になります。）また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人及び配偶者のみの所得で審査して基準

を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は保険料を全額納付したときと比較して、「全額免除」は8分の4、「4分の1」納付は8分の5、「2分の1納付」は8分の6、「4分の3納付」は8分の7となります。

免除の承認期間については7月から翌年の6月までですが、全額免除又は若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

■申請手続きは町民課、各総合支所住民課で受け付けています。
■学生の方には、「学制納付特例制度」がありますので、ご相談ください。

問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

免除の対象となる所得の目安

(平成22年度)

世帯構成	全額免除	4分の1納付	2分の1納付	4分の3納付
4人世帯	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

対象となる方は、次の項目を確認のうえ受付窓口へお越しください。

支給対象者

父子家庭であり政令で定める所得額を超過しない方

受付場所等

町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課にて、随時受け付けを行っております。

※原則として、認定請求を行った月の翌月から支給となりますが、経過措置として8月1日現在、支給要件に該当する場合は11月30日（火）までに請求を行えば8月分から支給を受けられます。

必要な物

- ・印鑑
- ・世帯全員の住民票
- ・請求者及び子どもの戸籍謄本
- ・請求者の振込先の分かるもの

平成22年度所得証明書（平成22年1月2日以降に転入された方のみ）

お知らせ 児童扶養手当法に 父子家庭が加わりました

5月26日に児童扶養手当法が改正され、8月1日を施行日とし、父子家庭も支給対象となりました。

町では、施行日より認定請求の受け付けを開始しております。

- ・世帯分離証明書（該当者のみ）
- ・別居・監護申立書及び児童の住民票（該当者のみ）
- ・その他調書（窓口にて聞き取りのうえ提出していただきます）

問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

お礼

いの町小川西津賀才590番地
中村 憲正様から
故中村ミツル様の香典返しとして、特別養護老人ホーム吾北荘に地上デジタルテレビのご寄附をいただきました。

吾北荘

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。